

学校いじめ防止基本方針

平成30年3月（改定）

八戸工業大学第二高等学校
・附属中学校

いじめ防止基本方針

八戸工業大学第二高等学校
・附属中学校

1 はじめに

いじめは絶対に許されないことであり、「いじめはどこの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こりうる」という認識を持ち、

(1) いじめは人権侵害、犯罪行為であり「いじめを絶対に許さない」という学校をつくる。

(2) いじめを受けた生徒の立場に立ち、絶対に守りとおす。

(3) いじめを行った生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

(4) 保護者との信頼関係づくり、関係機関との連携協力に務める。

という基本理念のもと、生徒達が意欲を持って充実した高校生活が送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

*注1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

*注2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(2) いじめの構造と動機

① いじめの構造

いじめは、意識的且つ集団的に行われ、「いじめる側」と「いじめられる側」という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたりおもしろがったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立つ場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用になったりする。

② いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えられる。

- ア・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- イ・支配欲（相手を思い通りに支配しようとする）
- ウ・愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- エ・同調性（強いものに追従する、数の多い側に入りたい）
- オ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- カ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- キ・欲求不満（イライラを晴らしたい）

③いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

悪口を言う・あざける・落書き・物壊し・集団での無視・陰口・避ける・ぶつかる・小突く・命令・脅し・性的辱め・部活中のいじめ・メールによる誹謗中傷・噂流し・授業中のからかい・仲間はずれ・嫌がらせ・暴力・たかり・使い走り。

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するため日常の指導体制を以下のようにする。

別紙 1 ※いじめ防止委員会の設置

(2) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取り組みを以下の通りとする。

別紙 2 ※いじめ対策委員会の設置

4 いじめの未然防止

いじめは対人関係における問題であるという視点に立ち、教育活動全体を通して生徒同士の心の結びつきを深め、社会性を育む必要がある。そのため、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てる事が重要である。

ア・学業指導の充実

①分かる授業づくりを進め、すべての生徒が参加・活躍できる授業の工夫

②規範意識、帰属意識をお互いに高める集団づくり

③コミュニケーションの能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

イ・特別活動、道徳教育の充実

①ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動

②ボランティア活動の充実

ウ・教育相談の実施

①面談の実施（面談の時期は学年ごと決める）

エ・人権教育の充実

①講演会などの開催

②啓発イベント（生徒会による標語やポスター募集、掲示）

オ・情報教育の充実

①教科「情報」におけるモラル教育の充実

②ネットトラブル防止教室の実施

カ・保護者、地域との連携

①いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知（学校ホームページでの公開）

②学校公開の実施

5 いじめの早期発見

生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことが無いよう日頃から丁寧な生徒理解に努める。

ア・いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめを受けた生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

イ・いじめを受けた生徒・いじめを行った生徒のサイン 別紙 3

ウ・教室・家庭でのサイン 別紙 4

エ・相談体制の整備

- ①相談窓口の設置、周知
- ②面談の実施

オ・定期的調査の実施

- ①アンケートの実施（6月、10月、1月）

カ・情報の共有

- ①報告経路の明示・報告の徹底
- ②職員会議等での情報共有
- ③要配慮生徒の実態把握
- ④進級時の引継ぎ

6 いじめへの対応

ア・生徒への対応

①いじめを受けた生徒への対応

いじめを受けた生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめを受けた生徒の立場」で継続的に支援することが重要である。

- ・安心・安全を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、共に考える
- ・活動の場所等を設定し、認め、励ます
- ・温かい人間関係をつくる

②いじめを行った生徒への対応

いじめは絶対に許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめを受けた生徒の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は懲戒を加える

③関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

イ・保護者への対応

①いじめを受けた生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にすることなどの協力を求める

②いじめを行った生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある
- ・生徒や保護者の心情に配慮する
- ・行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- ・何か気づいたことがあれば報告してもらう

③保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信などの思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・関係諸機関と連携し、解決を目指す

7 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

①学校法人との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

②警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる
- ・犯罪などの違法行為が疑われる

③福祉関係との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活・環境の状況把握

④医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導、助言

8 ネットいじめの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板などに送信する。特定の生徒になりすまし、社会的信用を貶める行為をする。掲示板などに特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットのいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

①保護者への啓発

- ・フィルタリング
- ・保護者の見守り

②情報教育の充実

- ・「情報教育」における情報モラル教育の充実

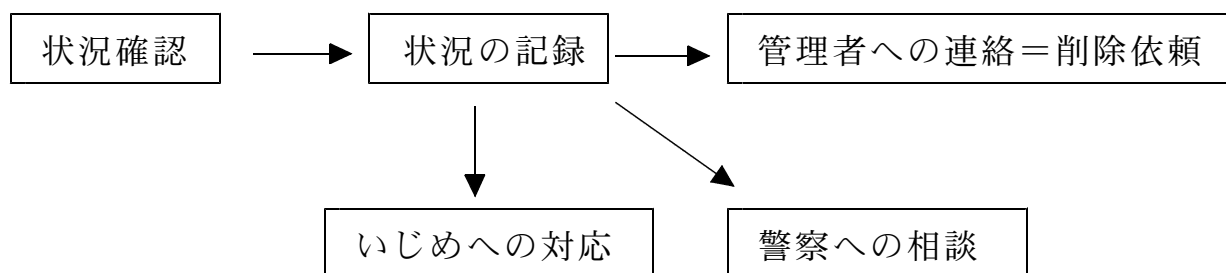
③ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめの対処

①ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報

②不当な書き込みへの対処



9 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額な金品を奪い取られた場合

②生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている

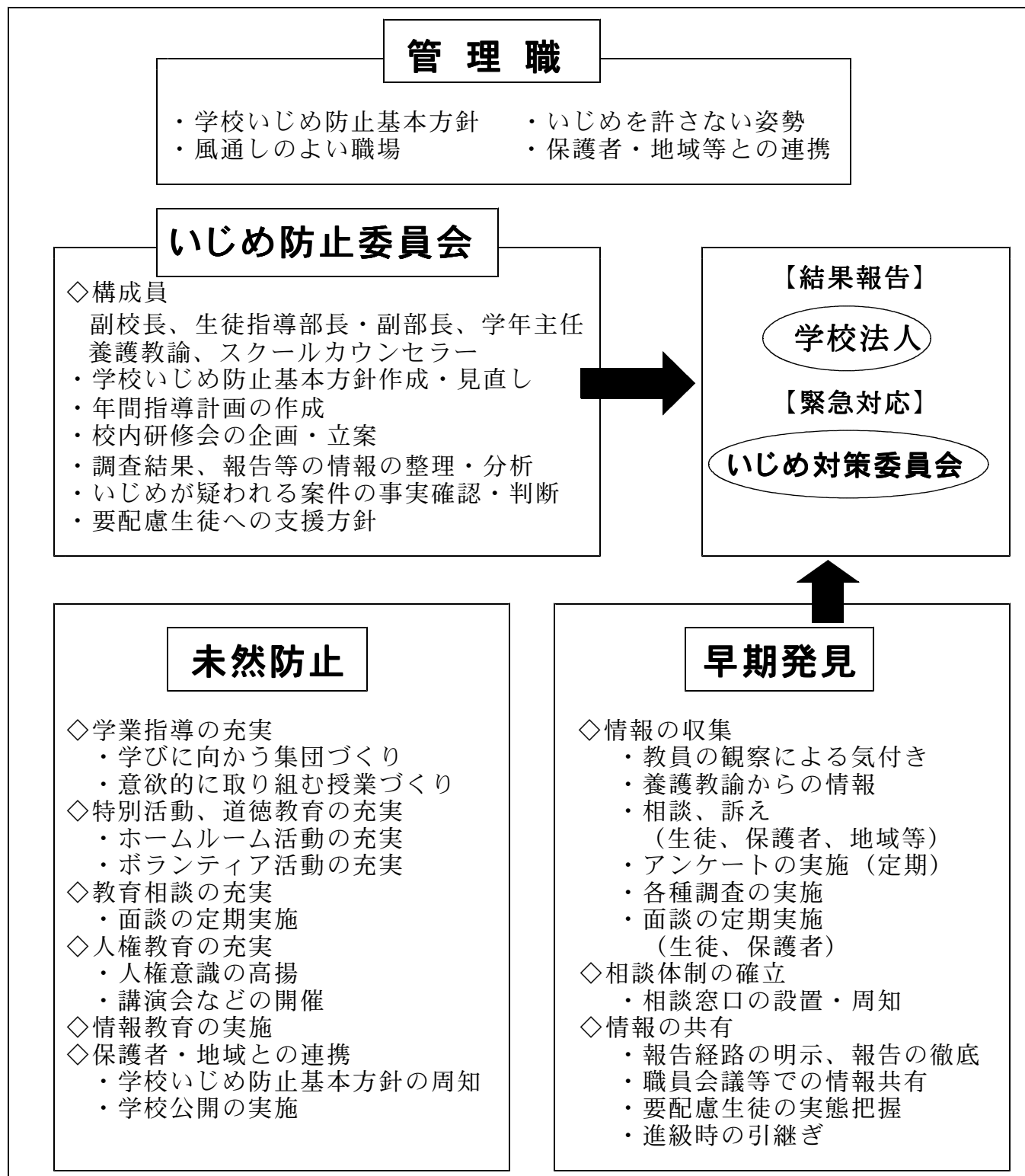
- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、学校法人に報告し学校法人が設置する組織に協力する。

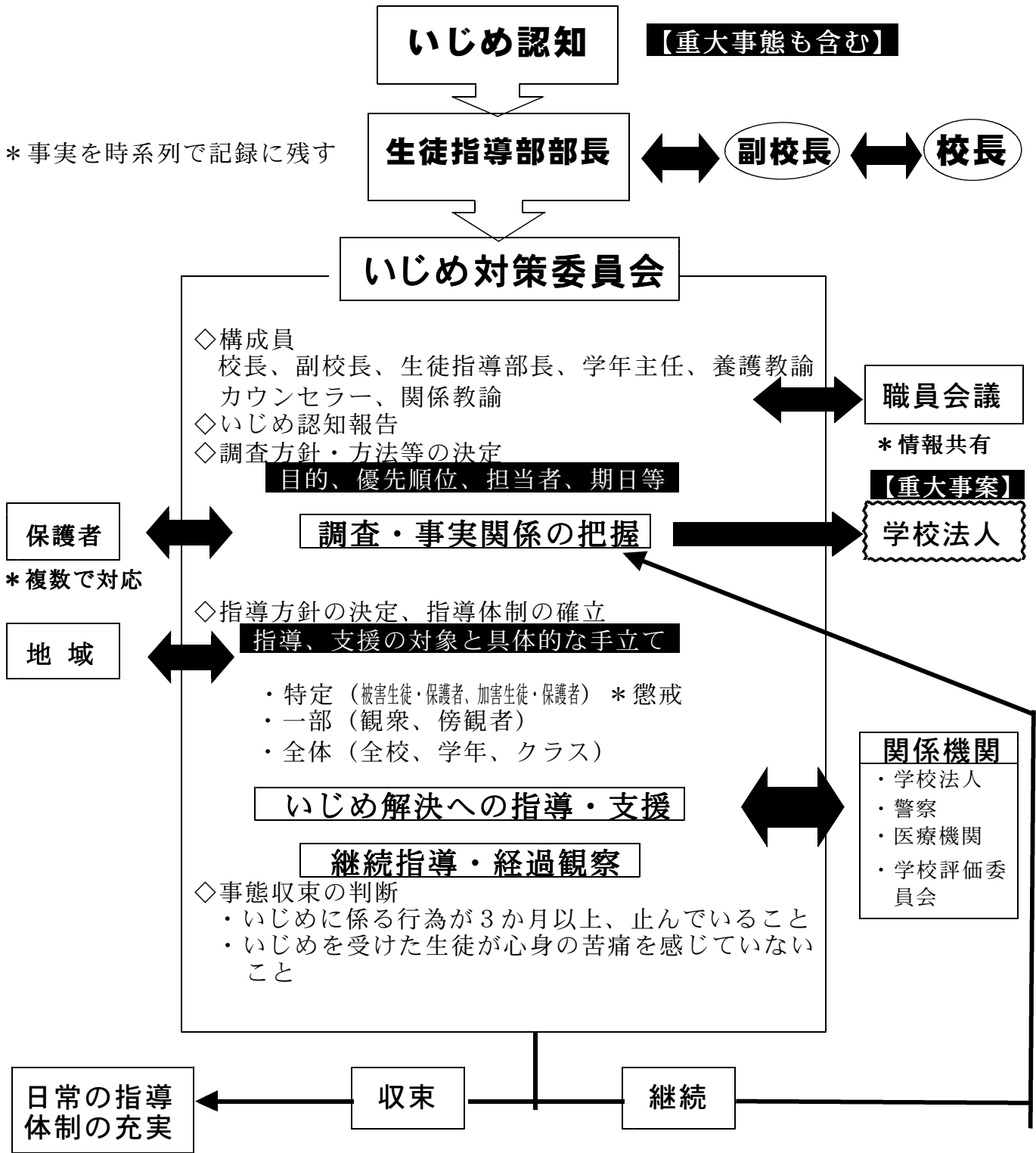
別紙 1

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



別紙 2

緊急時の組織的対応（いじめへの対応）



別紙 3

1 いじめを受けた生徒のサイン

いじめを受けた生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	サイン
登校時 朝のSHR	☐ 遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 ☐ 教員と視線が合わず、うつむいている。 ☐ 体調不良訴える。 ☐ 提出物を忘れたり、期限に遅れる。 ☐ 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	☐ 保健室・トイレに行くようになる。 ☐ 教材等の忘れ物が目立つ。 ☐ 机周りが散乱している。 ☐ 決められた座席と異なる席に着いている。 ☐ 教科書・ノートに汚れがある。 ☐ 発言すると、やじられたり、笑われたり、冷やかしの声が上がったりする。 ☐ 突然個人名が出される。
休み時間等	☐ 弁当にいたずらをされる。 ☐ 昼食を教室の自分の席で食べない。 ☐ 用のない場所にいることが多い。 ☐ ふざけ合っている表情が冴えない。 ☐ 衣服が汚れたりしている。 ☐ 一人で清掃している。
放課後等	☐ 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 ☐ 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらをされる。 ☐ 一人で部活動の準備、片付けをしている。 ☐ 部活動をよく休むようになったり、急に辞めたいと言い出す。

2 いじめを行った生徒のサイン

いじめを行った生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

	サイン
	☐ 教室などで仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ☐ ある生徒にだけ周囲が異常に気を遣っている。 ☐ 教員が近づくと、不自然に分散したりする。 ☐ 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

別紙 4

3 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

	サイン
	☐ 嫌なあだ名が聞こえる。 ☐ 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 ☐ 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 ☐ 筆記用具の貸し借りが多い。 ☐ 壁などにいたずら、落書きが多い。 ☐ 机や椅子、教材などが乱雑になっている。

4 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

	サイン
	☐ 学校や友人のことを話さなくなる。 ☐ 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。 ☐ 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 ☐ 電話に出たがらなかったり友人からの誘いを断ったりする。 ☐ 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 ☐ 不審な電話やメールがあったりする。 ☐ 遊ぶ友達が急に変わる。 ☐ 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
	☐ 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 ☐ 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 ☐ 登校時刻になると体調不良を訴える。 ☐ 食欲不振、不眠を訴える。
	☐ 学習時間が減る。 ☐ 成績が下がる。
	☐ 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 ☐ 自転車がよくパンクする。 ☐ 家庭の品物、金銭がなくなる。 ☐ 多くの額の金銭をほしがる。